

農業の担い手確保対策の強化を求める意見書（案）

我が国の食料安全保障の根幹を担う農業において、農業者の減少及び高齢化が進んでおり、地域農業の維持が大きな課題となっている。

本県においても、これまで担い手の確保に取り組んできたところであるが、依然として基幹的農業従事者は減少傾向にあるとともに、60歳以上が約8割を占めるなど、高齢化が進んでおり、担い手確保は喫緊の課題である。

国の新規就農者育成総合対策では、就農時の年齢が49歳以下であること、かつ認定新規就農者であることが要件とされているが、地域農業を維持するためには、就農希望者の年齢にかかわらず、農業の担い手を確保することが重要である。特に、親元就農者については、経営開始資金の交付にあたり、経営発展に向けた取組を行うこと等の別途要件が課されており、これが当該制度活用の障壁となっている。担い手の減少に歯止めがかからない現状においては、要件の緩和が不可欠であると考ええる。

よって、国におかれては、新規就農者育成総合対策について、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

新規就農者育成総合対策における年齢要件を引き上げるとともに、親元就農者を新規参入者と同様の要件で支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

様

和歌山県議会議長 堀 龍雄
(提出者)
岩田 弘彦
長坂 隆司
岩井 弘次
中西 徹

(意見書提出先)
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣